

議会議案第 3 号

市民に不安と不信を抱かせ地域の分断を招く行政運営を猛省し地方自治の本旨並びに公務労働の基本に立ち返ることを仲川元庸市長等に求める
問責決議について

別紙決議を議決しようとする。

令和 7 年 3 月 2 8 日提出

提出者

奈良市議会議員 宮 池 明

賛成者

奈良市議会議員 大 西 淳 文

同 内 藤 智 司

同 森 田 一 成

市民に不安と不信を抱かせ地域の分断を招く行政運営を猛省し地方自治の本旨並びに公務労働の基本に立ち返ることを仲川元庸市長等に求める問責決議（案）

要旨

議会は、令和 5 年 12 月定例会において、行財政改革に係る公共施設の廃止・再編について、地域や利用者の声に耳を傾け、議会として慎重に調査・審査を行った上で判断する必要があることから新たな行財政改革計画にある公共施設の適正化等について議論を行うことを目的として行財政改革及び公共施設等検討特別委員会を設置して一年以上にわたり審査してきた。

審査が開始された当初は外郭団体改革及び公共施設の在り方や新たな行財政改革計画について審議していたが、月日が進むにつれて市民から相次いで請願書が提出され本特別委員会に付託されたことから請願審査に多くの質疑時間を費やし行財政改革の質疑時間が確保できないというありさまとなった。

行財政改革及び公共施設等検討特別委員会の本来的調査事項の一つに行財政改革を進めるにあたり市民サービスの拠点である公共施設の在り方や市民サービスへの影響なども調査しなければならないが、現在は請願審査が多くを占めるような特別委員会となった。

これほどまでに多岐にわたる相次いだ請願書の提出による訴えがあることは特異なことであり、市政停滞の要因ともなっていると言っても過言ではない。

仲川元庸市長並びに奈良市行政庁幹部は肝に銘じるべきであり市民に不安や不信を招く行政運営であることを強く留意しなければならない。

よって、市議会は仲川元庸市長に対して猛省を促すとともに、その職責は地方自治の本旨に基づく公務であることを強く認識し、これ以上、市民に不安や不信を招く事案を生じさせないよう強く求めるものである。

理由

請願書の審査の中で浮き彫りとなった事項は次の通りである。

①飛鳥地区が地域分断

令和 5 年 8 月提出の請願第 5 号 市立飛鳥公民館の廃止計画を中止し現公民館の存続を求める請願書について、飛鳥公民館を廃止し跡地売却した上で民有地を借り上げ飛鳥地域ふれあい会館を新規建設する事業計画に反対し公民館の存続を求める請願である。

これは、令和 5 年度当初予算に飛鳥地域ふれあい会館新規建設の民有地借地料と会館建設設計業務委託費が計上されていたが現下の市の財政難の折りに民有地を借り上げることの妥当性を問われ、しかも社会教育施設を廃止しコミュ

ニティー施設を建設することで社会教育の低下も危惧される内容である。

しかもこの建設計画については一部の住民にしか知らせず他の地域住民に丁寧な説明がないことから地域の中で分断が起こり、いまだに解決に至っていない。また、議会にも丁寧な説明がないことから行財政改革及び公共施設等検討特別委員会の設置や予算決算委員会の審査方法が大きく変更する原因となる。

奈良市及び奈良市教育委員会は、同時期に新たな社会教育・生涯学習と地域の拠点づくり（案）として公民館 24 館から 6 館に縮小し、残りは廃止またはふれあい会館に用途変更する計画案が公民館利用者や公民館運営審議会の同意を得ず発表されたことから市民を巻き込む大きな運動となり令和 5 年 12 月定例会閉会後に撤回を決断するに至った。

②障害者等弱者切り捨て

令和 5 年 11 月提出の請願第 6 号 奈良市総合福祉センター本館の廃止撤回を求める請願書について、長年、障害者福祉の拠点と障害者のよりどころとなる奈良市総合福祉センターの活用を、奈良市心身障害者・児福祉協会連合会と奈良市及び奈良市社会福祉協議会で設置した奈良市総合福祉センター在り方検討会で議論しているさなかの令和 5 年 10 月 4 日と 5 日に令和 7 年 3 月末日をもって奈良市総合福祉センターを閉鎖すると奈良市から口頭にて通告を受けたことから請願者は、障害者のよりどころがなくなり障害福祉の低下につながるとして総合福祉センター本館の存続及び総合福祉センター在り方検討会を再開し議論を深めることを求めている。

議論のさなかに一方的に打ち切り本館廃止を通告することは、甚だ住民福祉の増進を旨とする地方公共団体にあるまじき行政姿勢であり信義則に反する行為である。

しかし、この問題においても心身障害者・児福祉協会連合会の方々の運動で令和 6 年 2 月に撤回を決断するに至る。

③佐保小学校と鼓阪小学校との統廃合計画による地域分断

・令和 6 年 11 月提出の請願第 11 号 若草中学校区における学校規模適正化計画に関する請願について、現在進められている若草中学校区適正化計画に対し当事者である鼓阪小学校児童と保護者並びに地域住民との合意形成が丁寧になされないまま強引に推し進められているとし反対を表明、中学校区適正化計画の推進に際しては正確に合意形成がなされるべきであり、計画は我々の声を反映したものであるべきと訴えられ、まずは地元と協議を重ねながら現在の学校規模適正化計画を一から見直し、作成し直すよう求めている。

この若草中学校区適正化計画における鼓阪小学校と佐保小学校の統廃合計画

は令和6年3月定例会において佐保小学校校舎建設工事として約51億円の債務負担行為が提案され成立している。

しかし、その後の7月末に請負工事の入札が不落になったことが明らかとなり債務負担行為額を約51億円から約12億円増額し合計約63億円とする補正予算案が9月定例会に提案された。

その審議過程で総工費が74億円程度になることが明らかとなりこの新校舎の仕様を市の標準仕様とするのかという疑義などがあったことから12億円の追加予算案を否決している。

これに併せて、鼓阪小学校児童と保護者や地域住民への合意形成に疑義があることが相次いで明らかとなり当事者である保護者と児童及び住民への合意のプロセスが大きな問題となる。

・同じく令和6年11月提出の請願第12号 佐保小学校と鼓阪小学校の統合に伴う新校舎建設工事の早期実現を求める請願書について、請願書の理由の中に「児童数の減少により、今後、複式学級が懸念される。」とある。

これは、奈良市教育委員会が統合再編する理由が、過小規模校の解消と複式学級化を防ぐことを掲げていることがこのような懸念を抱かせることになったと推察される。

しかし、本特別委員会でも明らかとなったのは、国立教育政策研究所の令和2年3月に公表された研究ノート「小学校複式学級による学力スコアへの影響」では、全国学力・学習状況調査の分析から「複式学級の学力スコアへの明らかにネガティブな影響は見られない。この傾向は諸外国の多くの研究によっても検証されており非常に頑健な知見である。異学年で構成される複式学級が有利であるというよりも小規模のきめ細かい指導が重要であることが明らかになっている。」と評価している。

また、奈良県教育委員会学校教育課が発行する複式学級における学習指導によっても「長所と短所は表裏一体のものである。複式学級のよさに目を向け、よさを最大限活用するという意識改革が最も大切である。」と示されていることから、以上のようなエビデンスに基づく合理的な論拠を奈良市教育委員会が示していたならばこのような理由の記述にならなかったと憂慮する。

加えて、鼓阪小学校児童と保護者並びに地域住民に対し、きめ細やかな小規模教育を受けられないデメリットの説明とエビデンスに基づくその対応方針について双方向で丁寧の説明する行政姿勢が求められる。

④児童からの請願書提出

令和7年2月提出の請願第13号 鼓阪小学校と佐保小学校の統合に反対する

請願書及び請願第 14 号 若草中学校区における学校規模適正化計画に関する請願書及び請願第 15 号 「若草中学校区学校規模適正化」についての請願書の 3 件の請願書について、市議会において初めてとなる児童 2 人からと児童の代理として保護者から提出された請願書である。

ともに共通する請願の趣旨は、児童であっても当事者であることを明確に主張し、学校で何か決める時は児童みんなで話し合って決めるにも関わらず、教育委員会が進めるこの統廃合については児童の声を聞かない当事者置き去りの統廃合に対する問題を提起する内容である。

以上、取り上げた請願において共通する点は当事者である市民の合意形成なき新たな行財政改革計画の施策の推進にあることは間違いない。

それは、前期までの行財政改革計画はどちらかと言えば行政庁内部の改革が主であったため市民への影響は限定的であったが、現行の行財政改革は市民サービスの根幹をなす公共施設の縮小であり市民サービスの低下縮小につながりかねず市民への影響が大であるが、市は強引に行財政改革を推し進めたことで大きな問題へと表面化したことが原因であることは火を見るより明らかであり市民に寄り添う行政姿勢に立脚することを求める。

以上、決議する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

奈 良 市 議 会